

乗務員の皆様へ
福祉タクシー券は
1回の乗車で2枚まで
利用できます

※乗車料金(運賃+各種料金)が初乗相当額(令和6年度4月現在500円)の2倍以上になる場合



乗車料金が1,000円を超えているにも関わらず
お客様が福祉タクシー券を1枚しか出さなかった
場合は、「2枚使えますよ」とお声がけください。

お問い合わせ
埼玉県障害者福祉推進課社会参加推進担当
電話 048-830-3309